



## 遺言公正証書 作成のご案内

### ● 遺言公正証書を作成することができる方

- ・満15歳以上の方
- ・自分の意思で「誰に何をあげるのか」を決めることができ、その結果どうなるかを理解できる方（『意思能力のある方』といいます。）

制限能力者（満15歳以上の未成年者、被保佐人、被補助人）の方でも、法定代理人や保佐人・補助人の同意を得ることなく遺言をすることができます。

成年被後見人の方が遺言をするためには、意思能力を一時回復していることが必要であり、そのことを明確にするため、医師2人以上の立会いが必要です。

耳が聞こえない方・口がきけない方・目が見えない方・署名ができない方も、通訳人の通訳等により、遺言をすることができます。ただし、公証役場から通訳人をご紹介することはできませんのでご注意ください。

また、健康状態や入院等の理由で公証役場にお越しいただけない場合も、兵庫県内であれば、公証人が出張することにより、遺言をすることができます（別途出張費必要）。

なお、遺言は代理人によってすることはできません。

### ● 公正証書作成手順（嘱託人が希望し、かつ公証人が相当と認めるときはリモートでの作成も可能）

- A. 遺言内容を決める** → **B. 必要書類を揃える** → **C. 公証役場にて打合せ** → **D. 予約した日時に調印・完成**

#### A. 公証役場にご依頼の前に、次のことを決めてください。

##### ①誰に何をどれだけあげるのか

遺言者本人が明確に決められないような場合は、公正証書による遺言はできません。書き方を迷われている場合は、公証人が相談に応じます。

##### ②証人を誰に頼むのか

公正証書で遺言を作成する際は、証人2人の立会いが必要です。

ただし、次の人は証人になることができません。

- ・未成年者
- ・推定相続人及びその配偶者ならびに直系血族
- ・受遺者及びその配偶者ならびに直系血族

上記の方が誤って証人となった場合は、その遺言が無効になりますのでご注意ください。

なるべく、親類縁者以外の、全くの他人（友人等）にお願いしてください。

※証人を頼める方がいない場合は、公証役場からご紹介することも可能ですので、打ち合わせの際にその旨をお伝えください。（別途お礼が必要です。）

電子証明書による本人確認により、メールを利用した嘱託も可能

### B. 必要書類を揃えてください。

#### ①遺言者の印鑑登録証明書 1通

【請求先】住所地の市町村役場 ※有効期限は発行日から3か月です。

◎印鑑登録をされていない方は、次のものから1つご用意ください。

- |        |            |
|--------|------------|
| ・運転免許証 | ・マイナンバーカード |
| ・障害者手帳 | ・パスポート+住民票 |

#### ②遺言者と財産を貰う人との関係がわかる戸籍謄本 各1通

【請求先】本籍地の市町村役場

◎推定相続人に財産をあげる場合は、相続関係を確認するために戸籍謄本が必要です。除籍謄本が必要となる場合もあります。

#### ③財産を貰う人の住民票その他住所がわかるもの 各1通

【請求先】住所地の市町村役場

◎推定相続人以外の人（親族でない人等）に財産をあげる場合は、その人を特定するために住民票等が必要です。戸籍謄本が必要となる場合もあります。

#### ④固定資産評価証明書（または固定資産税納税通知書） 1通

【請求先】土地・建物所在地の市町村役場

◎土地・建物をあげる場合に必要です。

#### ⑤土地・建物の登記簿謄本（登記事項証明書） 各1通

【請求先】法務局

◎あげる不動産を特定して遺言に記載する場合に必要です。

※「一切の財産を〇〇にあげたい」というような場合は不要です。

#### ⑥通帳のコピー

（金融機関名・支店名・口座番号・名義人等を記したメモでも可）

◎あげる預貯金を特定して遺言に記載する場合に必要です。

株式の場合は、会社名・本店所在地・1株の金額・株式数を記したメモが必要です。

※「一切の財産を〇〇にあげたい」というような場合は不要です。

#### ⑦遺言執行者の住民票その他住所がわかるもの 1通

◎遺言執行者を遺言で指定しておくと、金融機関での手続の際に、相続人全員の実印がなくても、遺言執行者1人で手続をすることができます。

#### ⑧証人の身分証明書 各1通

◎証人をお連れいただく場合は、その方の身分証明となるもの（印鑑登録証明書・運転免許証・マイナンバーカード等の写し）が必要です。

以上のほか、それぞれの事案によって、その他の資料をご用意いただく場合もあります。書類を準備するのが大変なときは、有料ですが司法書士・行政書士等にご相談下さい。

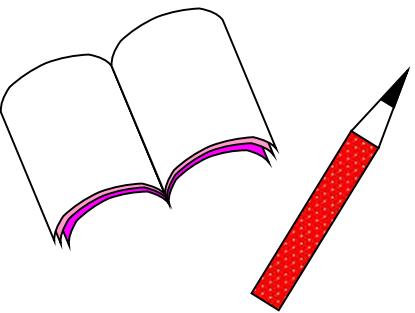
**C. 来所日時を事前予約の上、必要書類を持って、公証役場へお越しください。**

◎必要書類をもとに、遺言内容について打合せを行います。このとき公証役場へ来られる方は、必ずしも遺言者本人でなくても結構ですが、その場合は、あらかじめ本人から、どのような遺言をするのかを確認してきてください。

なお、遺言者以外の方から遺言の内容をお知らせいただいた場合は、後日、調印の前に、公証人が直接遺言者本人に、あらためて遺言の内容をお伺いします。

◎調印日時を決定します。打合せの日から2~3週間後以降（土日祝除く）で都合の良い日時をご予約ください。

【打合せ受付時間】※要予約  
平日のみ 9:00~11:00  
13:30~15:30  
【調印受付時間】※要予約  
平日のみ 9:00~11:00  
13:30~15:30



D. 予約した調印日時に、公証役場へお越しください。

◎下記の必要なものを持って、公証役場へお越しください。証人をお連れいただく場合は、一緒にお越しください。調印の所要時間は、事案にもよりますが、概ね30分程度です。

## ●必要なもの●

## 【遺言者本人】

- ・実印（印鑑登録証明書と同じ印鑑）  
※運転免許証等、印鑑登録証明書以外の身分証明書を提出していた  
だいたいの方は、印鑑は不要です。

### 【証人】

- 印鑑登録証明書を身分証明書として提出いただいた方は、実印を持参して下さい。

◎遺言者が、遺言内容を再度確認の上、公証人と証人に遺言の内容を話し（遺言の趣旨を口授）、遺言公正証書に電子サインをいただき、完成です。

「同一事項証明書面（正本相当）」「全部事項出力書面（謄本相当）」の2つをお渡ししますので、大切に保管してください。（両方とも効力は同じです。）

## ●注意事項

◎病気等の理由により、遺言者が公証役場に来ることが困難な場合は、公証人が遺言者の自宅又は入院先の病院に出張します（ただし、兵庫県内ののみ）。この場合も、前記必要書類をあらかじめ公証役場へ提出するとともに、遺言の内容や証人の都合等も確認してください。遺言能力の確認のため、医師の診断書を提出していただく場合もあります。

◎財産に関するこのほかに、残された方々にあててメッセージを残すことができます。配偶者や子供、お世話になった方々等へ伝えたいことがある場合は、あらかじめ内容をまとめた上で打合せに来ていただくと、手續がスムーズに進みます。

◎祭祀主宰者の指定や後見人の指定、子の認知等の遺言もできます。

## ●作成手数料

作成手数料は、あげる財産の時価を目的価額として、貰う人1人につき次のとおり計算します。

目的の価額	手数料
50万まで	3000円
100万円まで	5000円
200万円まで	7000円
500万円まで	13000円
1000万円まで	20000円
3000万円まで	26000円
5000万円まで	33000円
1億円まで	49000円
1億5000万円まで	64000円
2億円まで	79000円

※2億円以上の場合は、打合せの際にお問い合わせ下さい。

〒675-0031 兵庫県加古川市加古川町北在家2006番地 永田ビル2F

# 加古川公証役場

TEL. 079-421-5282 FAX. 079-421-5474  
(加古川市役所の南150m・小柳公園の東 P有り)